

伊賀市告示第 237 号

伊賀市国民健康保険山田診療所は、勤務する医師が見つからないため、伊賀市国民健康保険診療所条例（平成 16 年伊賀市条例第 163 号）第 3 条第 2 項ただし書の規定により、当分の間、休診する。

令和 4 年 11 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市告示第 238 号

伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年11月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱（平成 26 年伊賀市告示第 161 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 削除」を「第 3 章 特定不妊治療費（先進医療）助成事業（第 10 条—第 15 条）」に、「第 4 章 第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業（第 16 条—第 21 条）」を「第 4 章 第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業（第 16 条—第 4 章の 2 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業（第 21 条の 2—第 21 条の 7）」に改める。

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業  
第 2 条第 1 項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定不妊治療費（先進医療）助成事業

第 2 条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「第 6 章」を「第 7 章」に改める。

第 4 条の見出しを「(特定不妊治療費助成事業の対象者)」に改め、同条中「助成対象者」を「特定不妊治療費助成事業の対象者」に改め、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 夫婦のどちらか一方又は双方が特定不妊治療費助成事業の助成の申請日に本市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

第 5 条の見出しを「(特定不妊治療費助成事業の対象となる治療)」に改め、同条第 1 項中「対象」を「特定不妊治療費助成事業の対象」に、「三重県要綱」を「令和 4 年 3 月 31 日以

前に開始し、かつ、令和5年3月31日までに終了した三重県要綱」に改め、「治療ステージC」の次に「(移植準備のための薬品投与の開始が令和4年4月1日以後であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合を含む。)」を加え、同項ただし書中「助成」を「、特定不妊治療費助成事業」に改め、同条第2項中「場合」の次に「の治療」を加え、「助成」を「特定不妊治療費助成事業」に改め、同条第3項を削る。

第6条の見出し中「助成の額」を「特定不妊治療費助成事業の助成の金額」に改め、同条第1項中「助成額」を「特定不妊治療費助成事業の助成の金額」に改め、「費用」の次に「(食事代、入院費、文書料及び凍結保存に係る費用等を除く。)の額」を加え、「控除し、7万5千円を限度」を「控除した額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、7万5千円を限度とする。

第6条第2項中「1回の」を「前項の場合において、1回の」に改め、同条第3項中「助成回数」を「特定不妊治療費助成事業の助成の回数」に改める。

第7条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「助成」を「特定不妊治療費助成事業の助成」に改める。

第8条の見出し中「助成」を「特定不妊治療費助成事業の助成」に改め、同条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、「様式第4号」を「様式第3号の2」に改め、「により」の次に「当該」を加え、同条第2項中「申請書等」を「前条の規定による申請」に改める。

第9条中「助成」を「特定不妊治療費助成事業の助成」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 特定不妊治療費（先進医療）助成事業

#### （特定不妊治療費（先進医療）助成事業）

第10条 特定不妊治療費（先進医療）助成事業は、次条に規定する対象者の負担した先進医療に係る治療費の一部を助成する事業とする。

#### （特定不妊治療費（先進医療）助成事業の対象者）

第11条 特定不妊治療費（先進医療）助成事業の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 生殖補助医療に係る保険医療機関において保険診療の特定不妊治療を受けたこと。
- (2) 夫婦のどちらか一方又は双方が特定不妊治療費（先進医療）助成事業の助成の申請日に本市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、特に市長が認めた場合は、この

限りでない。

(3) 第4条第1号及び第2号に掲げる要件を満たすこと。

(特定不妊治療費(先進医療)助成事業の対象となる治療)

第12条 特定不妊治療費(先進医療)助成事業の対象となる治療は、保険診療の特定不妊治療と併用して実施された先進医療であって、当該先進医療費の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている、又は承認されている保険医療機関で実施されたものとする。

(特定不妊治療費(先進医療)助成事業の助成の金額及び回数)

第13条 特定不妊治療費(先進医療)助成事業の助成の金額は、対象者が先進医療1回に要した費用に10分の7を乗じた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と5万円を比較していずれか低い方の額とする。

2 特定不妊治療費(先進医療)助成事業の助成の回数については、上限はないものとする。

(特定不妊治療費(先進医療)助成事業の助成の申請)

第14条 特定不妊治療費(先進医療)助成事業の申請者は、原則として、治療が終了した日から起算して60日以内に次に掲げる書類により市長に申請するものとする。

(1) 特定不妊治療費(先進医療)助成事業申請書(様式第4号)

(2) 特定不妊治療費(先進医療)助成事業受診等証明書(様式第4号の2)

(3) 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書

(4) 三重県要綱別記に掲げる証明書類等

2 前項の規定による申請は、1回の特定不妊治療(主治医が体外受精又は顕微授精を開始すると決定した日から妊娠判定日まで、又は治療を中止した日までの治療をいう。)ごとに行うものとする。

(特定不妊治療費(先進医療)助成事業の助成の決定等)

第15条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容等を審査し、伊賀市特定不妊治療費(先進医療)助成事業決定通知書(様式第5号)又は伊賀市特定不妊治療費(先進医療費)助成事業不承認決定通知書(様式第5号の2)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該受理した日の属する月の翌月5日までに三重県伊賀保健所に進達するものとする。

(実績及び成果の把握)

第15条の2 第9条の規定は、特定不妊治療費（先進医療）助成事業について準用する。

第17条の見出しを「(第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象者)」に改め、同条中「助成対象者」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象者」に改め、同条第5号中「第4号」を「第3号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 夫婦のどちらか一方又は双方が第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の申請日に本市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

第18条の見出しを「(第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象となる治療)」に改め、同条中「対象となる治療は」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象となる治療は」に、「治療等」を「治療」に改める。

第19条の見出し中「助成の額」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の金額」に改め、同条第1項中「助成額」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の金額」に改め、同条第2項中「助成の」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、令和4年4月1日以後に終了した治療に係る助成の回数は、1回限りとする。

第20条の見出し中「助成」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成」に改め、同条中「申請者」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の申請者」に、「を市長に提出する」を「により市長に申請する」に改める。

第21条の見出し中「助成」を「第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成」に改め、同条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「(県補助対象)」を削り、「様式第8号」を「様式第7号の2」に改め、「により」の次に「当該」を加え、同条の次に次の章名及び6条を加える。

#### 第4章の2 保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

(保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業)

第21条の2 保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業は、第2子以降の特定不妊治療のうち、保険適用の上限を超えた分の治療費の一部を助成する事業とする。

(保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象者)

第 21 条の 3 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 保険適用となる特定不妊治療をその上限回数まで終了したこと。
- (2) 夫婦から出生した実子が 1 人以上いること。
- (3) 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象とする治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- (4) 生殖補助医療にかかる保険医療機関において特定不妊治療を受けたこと。
- (5) 夫婦のどちらか一方又は双方が保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の申請日に本市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない
- (6) 第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げる要件を満たすこと。

(保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象となる治療)

第 21 条の 4 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象となる治療は、三重県要綱別表に定める治療ステージ A から F までのいずれかに該当する保険適用外の特定不妊治療とする。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる治療は、保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の対象としない。

(保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の金額及び回数)

第 21 条の 5 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の金額は、前条に規定する特定不妊治療に要した費用（食事代、入院費、文書料及び凍結保存に係る費用等を除く。）について、1 回の治療につき 30 万円（三重県要綱別表に定める治療ステージ C 及び F については、17 万 5 千円）を限度とする。

2 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の回数は、当該助成の対象者の保険適用の特定不妊治療の上限回数と合わせて 8 回までとし、当該回数には、県内他市町が助成した回数も通算する。

(保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の申請)

第 21 条の 6 保険適用終了後の第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の申請者は、原則として、治療が終了した日から起算して 60 日以内に次に掲げる書類、関係

証明書等により市長に申請するものとする。

- (1) 特定不妊治療費助成事業申請書（保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用）（様式第8号）
- (2) 特定不妊治療費助成事業受診証明書（保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用）（様式第8号の2）
- (3) 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書
- (4) 三重県要綱別記に掲げる証明書類等  
（保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業の助成の決定等）

第21条の7 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容等を審査し、伊賀市特定不妊治療費助成事業決定通知書（保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用）（様式第8号の3）又は伊賀市特定不妊治療費助成事業不承認決定通知書（保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用）（様式第8号の4）により当該申請者に通知するものとする。

第23条（見出しを含む。）中「助成対象者」を「不育症治療費助成事業の対象者」に改め、同条第2号中「助成金」を「不育症治療費助成事業の助成」に改め、同条第4号を削る。

第24条の見出しを「（不育症治療費助成事業の対象となる治療）」に改め、同条中「対象」を「不育症治療費助成事業の対象」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第25条の見出し中「助成の額」を「不育症治療費助成事業の助成の金額」に改め、同条中「助成額」を「不育症治療費助成事業の助成の金額」に改め、「費用」の次に「（次に掲げる費用を除く。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される不育症治療に係る費用
- (2) 食事代、入院費、文書料等の費用
- (3) 処方箋によらない医薬品等の費用
- (4) 出産（流産、死産等を含む。）に係る費用
- (5) 他の地方公共団体で助成されていた期間に係る不育症治療の費用
- (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき本市が実施する妊婦健康診査等費用助成事業により助成の対象となった費用

第25条第2項中「助成回数」を「不育症治療費助成事業の助成の回数」に、「あたり」を「当たり」に改める。

第26条の見出し中「助成」を「不育症治療費助成事業の助成」に改め、同条中「申請者」を「不育症治療費助成事業の申請者」に、「を市長に提出する」を「により市長に申請する」に改める。

第27条の見出し中「助成」を「不育症治療費助成事業の助成」に改め、同条中「前条の」の次に「規定による」を、「により」の次に「当該」を加える。

第29条の見出しを「(一般不妊治療費助成事業の対象者)」に改め、同条中「助成対象者」を「一般不妊治療費助成事業の対象者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「助成金」を「一般不妊治療費助成事業の助成」に改め、同条第4号を削る。

第30条の見出しを「(一般不妊治療費助成事業の対象となる治療)」に改め、同条第1項中「対象となる一般不妊治療」を「一般不妊治療費助成事業の対象となる治療」に、「人工受精」を「令和4年3月31日までに治療を開始し、かつ、令和5年3月31日までに終了した人工受精」に改め、同項ただし書中「助成」を「一般不妊治療費助成事業」に改め、同条第2項を削る。

第31条の見出し中「助成の額」を「一般不妊治療費助成事業の助成の金額」に改め、同条第1項中「助成額」を「一般不妊治療費助成事業の助成の金額」に改め、「費用」の次に「(食事代、入院費及び文書料等を除く。)」を加え、同条第2項中「助成回数」を「一般不妊治療費助成事業の助成の回数」に、「あたり」を「当たり」に、「5年間」を「5回」に改める。

第32条の見出し中「助成」を「一般不妊治療費助成事業の助成」に改め、同条中「申請者」を「一般不妊治療費助成事業の申請者」に、「を市長に提出する」を「により市長に申請する」に改める。

第33条の見出し中「助成」を「一般不妊治療費助成事業の助成」に改め、同条中「前条の」の次に「規定による」を、「により」の次に「当該」を加える。

第35条中「申請者に対し」を「ときは」に改め、「までに」の次に「当該決定に係る」を加える。

第36条中「その他の不正な」を「その他不正の」に改める。

第38条中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

**【様式第3号の2】**

様式第4号を次のように改める。



**【様式第4号】**

様式第4号の次に次の1様式を加える。

**【様式第4号の2】**

様式第5号を次のように改める。

**【様式第5号】**

様式第5号の次に次の1様式を加える。

**【様式第5号の2】**

様式第7号中「(県補助対象)」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

**【様式第7号の2】**

様式第8号を次のように改める。

**【様式第8号】**

様式第8号の次に次の3様式を加える。

**【様式第8号の2】**

**【様式第8号の3】**

**【様式第8号の4】**

様式第12号を次のように改める。

**【様式第12号】**

様式第16号を次のように改める。

**【様式第16号】**

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行し、改正後の伊賀市不妊治療費及び不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## 伊賀市告示第 239 号

伊賀市緊急工事事務処理要領を次のように定める。

令和 4 年 11 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市緊急工事事務処理要領

伊賀市緊急工事事務処理要領（平成 26 年伊賀市告示第 135 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、伊賀市が発注する伊賀市工事執行規則（平成 16 年伊賀市規則第 169 号）第 2 条に規定する工事（以下「工事」という。）に係る災害時等緊急時における事務の透明性及び迅速な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる緊急工事）

第 2 条 緊急に施工する必要がある場合の工事として随意契約を締結できる工事（以下「緊急工事」という。）は、次に掲げる工事であって、緊急に発注しなければ市民生活に重大な支障を及ぼすおそれのあるもの（設計金額が 30 万円以下のものを除く。）とする。

- (1) 堤防崩壊、道路陥没等に伴う緊急復旧工事
- (2) 災害に伴う緊急復旧工事
- (3) 交通事故等により破損、故障等した交通安全施設の緊急復旧工事
- (4) 放置することにより人体及び市民生活に重大な被害をもたらすおそれのある施設、設備等の応急工事及び緊急復旧工事
- (5) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- (6) 災害等の未然防止及び被害拡大防止のための応急工事
- (7) 災害復旧事業の災害査定を受けるため等緊急に実施する必要がある測量及び設計委託
- (8) 前各号に掲げるもののほか、緊急に実施する必要があると認められる工事

（事前協議）

第 3 条 緊急工事を実施しようとする主管課（以下「工事主管課」という。）は、概算金額が 130 万円を超える建設工事（前条第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる工事（修

繕を含む。)をいう。以下同じ。)又は50万円を超える委託業務(前条第7号に掲げる工事をいう。以下同じ。)にあつては、緊急工事実施協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)により、総務部契約監理課(以下「契約監理課」という。)と事前に協議するものとする。ただし、緊急を要し、協議書により契約監理課と協議を行う暇がない場合は、工事主管課は、口頭により契約監理課と協議するものとし、協議後速やかに書面により事務手続を補完するものとする。

2 工事主管課は、予算措置が講じられていない緊急工事を発注しようとするときは、事前に財務部財政課と協議するものとする。

3 第1項の規定による協議の決裁者は、伊賀市事務決裁規程(平成16年伊賀市訓令第1号)第7条の規定にかかわらず、部長とする。

(事業者選定及び発注)

第4条 工事主管課は、速やかに現場を確認の上、緊急工事について、工事内容、規模等を勘案し、機動力、施工実績、地理的条件等を考慮し、本市の建設工事競争入札参加資格者の中から適当と認める1者を選定するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 工事主管課は、緊急工事の着手及び発注について(伺)(様式第2号)により予算執行伺の決裁を得た後に、緊急工事発注書(様式第3号)により前項の規定により選定した事業者(以下「受注者」という。)に発注するものとする。

3 工事主管課は、緊急工事の発注後、速やかに緊急工事承諾書(様式第4号)を受注者から徴するとともに、当該緊急工事に着手させるものとする。

(発注後の事務手続)

第5条 工事主管課は、前条第2項の規定により緊急工事を発注した日から14日を経過する日又は工事完了日のいずれか早い日までに緊急工事見積書(様式第5号)を受注者から徴するものとする。

2 工事主管課は、前項の規定により徴した緊急工事見積書を精査し、必要があると認めるときは、再度、見積書、作業報告書等を提出させることができる。

3 工事主管課は、緊急工事が完了したときは、速やかに受注者に緊急工事出来形調書(様式第6号)、作業報告書等を提出させ、緊急工事の完了に係る決裁を受けるものとする。

(契約手続等)

第6条 工事主管課は、前条第3項の規定により徴した緊急工事出来形調書を精査し、適

正な金額であると認めるときは、伊賀市工事手続要綱（平成 16 年伊賀市告示第 88 号）第 3 条第 1 項に規定する予算執行伺兼発注伺書により決裁を得るものとする。

- 2 工事主管課は、前項の規定により決裁を得たときは、速やかに契約監理課に契約手続を依頼するものとする。ただし、契約金額が 130 万円以下の建設工事及び 50 万円以下の委託業務にあつては、工事主管課において契約手続を行うものとする。

（伊賀市入札参加資格審査会への報告）

第 7 条 契約監理課は、緊急工事が発注された場合であつて、当該緊急工事に係る設計金額が伊賀市入札参加資格審査会規程（平成 16 年伊賀市訓令第 40 号）第 2 条第 4 号に定める金額以上であるときは、当該緊急工事発注後の直近に開催される伊賀市入札参加資格審査会に報告するものとする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 240 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 11 月 1 日付けで次の者を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

会計年度任用職員 隅田 吉一 地域連携部青山支所現金取扱員

伊賀市告示第 259 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 11 月 1 日付けで現金取扱員を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

会計年度任用職員 大森 保三 地域連携部上野支所（上野南部地区市民センター）現金取扱員

伊賀市告示第 241 号

介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、下記の事業者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により告示する。

令和4年 11 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	株式会社ぬくもり
代表者名	稲垣 ひとみ
廃止する事業所名	デイサービスセンターぬくもり
廃止する事業所の所在地	三重県津市河芸町西千里 1356 番地 12
事業所番号	2 4 7 0 5 0 2 4 8 1
廃止年月日	令和4年 10 月 19 日
サービスの種類	地域密着型通所介護

伊賀市告示第 248 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 11 月 11 日付けで現金取扱員を免じたので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 11 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

免ずる者

事務職員 木村 孝司 伊賀市立上野総合市民病院事務部現金取扱員



伊賀市告示第 242 号

公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月17日

伊賀市長 岡 本 栄

公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び電気・ガス・食料品等価格高騰による影響に対する支援施策として、公共交通機関の通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を使用して通学する学生又はその保護者等の経済的負担を軽減することを目的に予算の範囲内で交付する公共交通通学定期券購入費重点支援助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象となる定期券)

第2条 助成金の対象となる定期券（以下「対象定期券」という。）は、令和4年4月1日以後に購入した定期券（航空機、新幹線、高速バス及び伊賀鉄道の定期券を除く。）であって、その有効期間の全部又は一部が令和4年12月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「助成対象期間」という。）に属するものとする。ただし、当該定期券の購入に当たり他の補助金その他これに類するものの交付を受ける場合は、当該定期券は、助成金の対象としない。

(助成金の交付の対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、対象定期券を購入した伊賀市に住所を有する者とする。ただし、対象定期券を購入した者が当該対象定期券を使用して通学する者の保護者等である場合にあっては、当該対象定期券を使用して通学する者が伊賀市に住所を有する場合に限り、対象者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象定期券の購入金額の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該対象定期券の有効期間の一部が助成対象期間外に属する場合の助成金の額は、次の式により算定した額（100円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

対象定期券の購入金額×(対象定期券の有効日数のうち助成対象期間に属する日数÷対象定期券の有効日数) ÷ 2

2 対象定期券が複数の公共交通機関にわたる場合の助成金の額は、公共交通機関ごとに前項の式により算定した額(100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)の合計額とする。

3 紛失等により再購入した対象定期券については、その有効期間のうち既に助成金の交付の対象となった当該紛失等をした対象定期券の有効期間と重複する期間を助成対象期間外に属するものとみなし、前2項の規定を適用するものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者は、令和4年12月8日から令和5年3月6日までの間に、公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、令和5年3月6日までに申請ができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、令和5年3月31日まで申請することができる。

(1) 対象定期券の写し

(2) 助成金を振り込む口座の口座番号等が確認できるもの

(3) 助成金の交付を申請する者の身分証明書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 一の対象者において対象定期券が複数となる場合にあっては、前項の規定による申請は、原則としてその全ての対象定期券に係る助成金につきまとめて行うものとする。この場合において、前項本文に規定する期間の末日以後に対象定期券を購入することにより当該日までに前項の規定による申請ができないときは、前項ただし書の規定を適用する。

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知及び交付)

第7条 市長は、前条の審査の結果、助成金の交付を決定したときは、当該交付の申請をした者(以下「申請者」という。)が指定する金融機関口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付をもって、当該申請者に対する助成金の交付決定通知に代えることができる。

3 市長は、前条の審査の結果、助成金を交付しないものと決定したときは、当該申請者に対し、公共交通通学定期券購入費重点支援助成金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたことが判明したときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を定めて当該交付済みの助成金の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年11月17日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

伊賀市告示第 243 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、伊賀市の令和 4 年度上半期の財政事情及び令和 3 年度決算について、次のとおり公表します。

なお、公表に係る書面は、伊賀市財務部財政課並びに地域連携部伊賀支所、島ヶ原支所、阿山支所、大山田支所及び青山支所に備え置き、公表の日から 6 か月間閲覧に供します。

令和 4 年 11 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

# 伊賀市 令和4年度上半期の財政事情（4月1日～9月30日）

## (1) 収入および支出の概況

### 一般会計の歳入の状況

区分	予算現額	収入済額	収入率
市税	141億 721万円	86億3,386万円	61.2%
分担金及び負担金	3億7,712万円	7,029万円	18.6%
使用料及び手数料	4億9,481万円	2億6,349万円	53.3%
繰入金	11億4,072万円	0万円	0.0%
繰越金	20億 323万円	20億 323万円	100.0%
諸収入	5億9,218万円	1億6,652万円	28.1%
財産収入	8,884万円	4,276万円	48.1%
寄附金	8億 80万円	1億1,347万円	14.2%
地方譲与税	6億2,442万円	1億8,224万円	29.2%
地方消費税交付金	22億8,089万円	12億6,127万円	55.3%
地方交付税	102億6,779万円	67億5,721万円	65.8%
国庫支出金	75億 553万円	12億4,376万円	16.6%
県支出金	34億7,814万円	4億2,843万円	12.3%
市債	36億2,945万円	0万円	0.0%
その他の交付金	6億4,824万円	3億6,938万円	57.0%
合計	480億3,937万円	215億3,591万円	44.8%

### 一般会計の歳出の状況

区分	予算現額	支出済額	執行率
議会費	2億7,829万円	1億4,926万円	53.6%
総務費	84億3,869万円	21億5,305万円	25.5%
民生費	158億2,211万円	52億8,947万円	33.4%
衛生費	49億6,538万円	15億3,505万円	30.9%
労働費	6,131万円	4,914万円	80.1%
農林業費	25億6,669万円	8億5,458万円	33.3%
商工費	12億7,365万円	3億5,940万円	28.2%
土木費	29億7,737万円	10億 158万円	33.6%
消防費	19億2,250万円	7億5,648万円	39.3%
教育費	35億9,363万円	13億4,869万円	37.5%
災害復旧費	3億5,960万円	4,788万円	13.3%
公債費	57億5,015万円	28億7,215万円	49.9%
予備費	3,000万円	0万円	0.0%
合計	480億3,937万円	164億1,673万円	34.2%

## (2) 住民の負担の状況

### 市税の状況(滞納繰越分を含む)

区分	予算現額	収入済額	収入率
市民税	52億7,984万円	26億1,668万円	49.6%
固定資産税	78億1,104万円	53億5,796万円	68.6%
都市計画税	0万円	0万円	0.0%
軽自動車税	3億5,857万円	3億4,828万円	97.1%
市たばこ税	6億3,426万円	2億9,576万円	46.6%
鉱産税	5万円	2万円	40.0%
入湯税	2,345万円	1,516万円	64.6%
合計	141億 721万円	86億3,386万円	61.2%

## (4) 財産、公債及び一時借入金の現在高

### 市債の借入状況

区分	現在高
一般会計	490億4,815万円
特別会計	144万円
公営企業会計	250億2,008万円
合計	740億6,967万円

一時借入金はありません。

## (3) 公営事業の経理の概況

### 特別会計の執行状況

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
特別会計	国民健康保険事業	92億9,660万円	32億8,551万円	35.3%	34億5,502万円	37.2%
	住宅新築資金等貸付	3,173万円	742万円	23.4%	2,946万円	92.8%
	駐車場事業	4,149万円	2,075万円	50.0%	1,499万円	36.1%
	介護保険事業	104億6,578万円	47億 566万円	45.0%	41億5,433万円	39.7%
	サービスエリア	2,819万円	435万円	15.4%	2,189万円	77.7%
財産区	後期高齢者医療	13億2,591万円	4億1,321万円	31.2%	4億4,980万円	33.9%
	島ヶ原財産区	2,973万円	1,453万円	48.9%	476万円	16.0%
大山田財産区	1,254万円	1,340万円	106.8%	46万円	3.7%	
合計	212億3,197万円	84億6,483万円	39.9%	81億3,071万円	38.3%	

## 企業会計

会計名		予算現額	執行額	収入率(執行率)	
病院事業	収益的収支	事業収益	50億2,880万円	21億4,410万円	42.6%
		事業費用	49億9,478万円	20億3,352万円	40.7%
	資本的収支	資本的収入	5億1,431万円	1億円	19.4%
		資本的支出	6億5,300万円	2億4,464万円	37.5%
水道事業	収益的収支	事業収益	33億7,759万円	13億2,876万円	39.3%
		事業費用	31億4,090万円	5億4,683万円	17.4%
	資本的収支	資本的収入	7億2,602万円	5,222万円	7.2%
		資本的支出	22億4,000万円	8億3,969万円	37.5%
下水道事業	収益的収支	事業収益	25億9,324万円	4億5,280万円	17.5%
		事業費用	24億9,657万円	3億4,338万円	13.8%
	資本的収支	資本的収入	9億3,404万円	4億8,899万円	52.4%
		資本的支出	17億6,839万円	5億1,882万円	29.3%

(注)執行額には、消費税額等が含まれています。

(注)執行額には、減価償却費は含まれていません。

# 上野総合市民病院

## 1 事業の概要

診療収益は、入院、外来のいずれも昨年度に引き続き、前年度上半期と比較して増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少していた患者数が、回復傾向にあることや、入院収益における包括評価制度（DPC）の医療機関別係数の上昇によるものです。

今年度も一般会計からの繰入は基準内繰入金のみとし、経営の安定・効率化に取り組んでいます。

また、4月から外科医1名の常勤医師を増員するなど、更なる診療体制の充実に努めています。

今後も、経営の効率化を進めるとともに、地域医療支援病院として、地域の開業医や他の医療機関と連携しながら、医療提供体制及び救急体制の強化を図り、当院の役割である高度で良質な医療の提供に努めます。

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの業務の状況は次のとおりです。

（括弧内は前年度報告数値との比較増減）

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 入院患者数 | 30,889人 (307人増)               |
|           | ※一日平均 168.8人                  |
| (2) 外来患者数 | 37,078 (572人増)                |
|           | ※一日平均 301.9人                  |
| (3) 入院収益  | 1,415,500,154円 (81,142,222円増) |
| (4) 外来収益  | 491,571,653円 (18,557,958円増)   |

## 2 経理の状況

令和4年9月30日現在の経理の状況は、添付の伊賀市病院事業会計合計残高試算表（税抜き）のとおりです。

## 3 決算の状況

令和3年度決算の状況は、令和3年度伊賀市病院事業会計決算書のとおりです。

# 合計残高試算表

会 計：伊賀市病院事業

令和 4年 9月30日 現在

1頁  
(単位：円)

借 方				勘 定 科 目				貸 方			
残 高	合 計							前月まで	当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月	前月まで								
7,982,300,763	7,982,300,763	9,250,000	7,973,050,763	11		有形固定資産	5,256,133,249	0	5,256,133,249	5,256,133,249	
454,310,136	454,310,136	0	454,310,136	01		土地	0	0	0	0	
4,663,239,197	4,663,239,197	0	4,663,239,197	02		建物	0	0	0	0	
0	0	0	0	03		建物減価償却累計額	3,298,745,826	0	3,298,745,826	3,298,745,826	
302,792,064	302,792,064	0	302,792,064	04		構築物	0	0	0	0	
0	0	0	0	05		構築物減価償却累計額	252,615,336	0	252,615,336	252,615,336	
2,487,752,699	2,487,752,699	9,250,000	2,478,502,699	06		器械備品	0	0	0	0	
0	0	0	0	07		器械備品減価償却累計額	1,634,275,753	0	1,634,275,753	1,634,275,753	
71,458,000	71,458,000	0	71,458,000	08		車両	0	0	0	0	
0	0	0	0	09		車両減価償却累計額	67,885,100	0	67,885,100	67,885,100	
2,748,667	2,748,667	0	2,748,667	90		その他有形固定資産	0	0	0	0	
0	0	0	0	91		その他有形固定資産減価償却累計額	2,611,234	0	2,611,234	2,611,234	
1,656,100	1,656,100	0	1,656,100	12		無形固定資産	0	0	0	0	
1,656,100	1,656,100	0	1,656,100	01		電話加入権	0	0	0	0	
668,500	668,500	0	668,500	13		投資その他の資産	0	0	0	0	
668,500	668,500	0	668,500	90		その他投資	0	0	0	0	
7,984,625,363	7,984,625,363	9,250,000	7,975,375,363	《 固 定 資 産 》			5,256,133,249	0	5,256,133,249	5,256,133,249	
1,194,872,477	3,824,119,928	342,140,019	3,481,979,909	21		現金・預金	2,073,995,894	555,251,557	2,629,247,451	0	
620,000	620,000	0	620,000	01		現金	0	0	0	0	
1,194,252,477	3,823,499,928	342,140,019	3,481,359,909	02		預金	2,073,995,894	555,251,557	2,629,247,451	0	
651,933,096	3,078,867,877	311,246,468	2,767,621,409	22		未収金	2,095,361,960	331,572,821	2,426,934,781	0	
616,218,113	2,178,852,568	311,246,468	1,867,606,100	01		現年度未収金	1,231,388,656	331,245,799	1,562,634,455	0	
35,714,983	900,015,309	0	900,015,309	02		過年度未収金	863,973,304	327,022	864,300,326	0	
0	0	0	0	23		未収金貸倒引当金	1,601,963	0	1,601,963	1,601,963	
7,756,917	195,852,921	31,845,125	164,007,796	24		貯蔵品	157,037,339	31,058,665	188,096,004	0	
7,618,023	195,701,563	31,845,125	163,856,438	01		薬品	157,030,070	31,053,470	188,083,540	0	

# 合計残高試算表

会 計：伊賀市病院事業

令和 4年 9月30日 現在

2頁  
(単位：円)

借 方				勘 定 科 目				貸 方			
残 高	合 計							合 計			残 高
	累 計	当 月	前月まで					前月まで	当 月	累 計	
138,894	151,358	0	151,358	90		その他貯蔵品	7,269	5,195	12,464	0	
4,304,200	4,992,900	4,330,680	662,220	25		前払金	643,220	45,480	688,700	0	
82,899,922	82,933,352	14,345,486	68,587,866	29		その他流動資産	33,430	0	33,430	0	
82,899,922	82,933,352	14,345,486	68,587,866	01		仮払消費税	33,430	0	33,430	0	
1,941,766,612	7,186,766,978	703,907,778	6,482,859,200	《 流 動 資 産 》			4,328,673,806	917,928,523	5,246,602,329	1,601,963	
9,926,391,975	15,171,392,341	713,157,778	14,458,234,563	【 資 産 合 計 】			9,584,807,055	917,928,523	10,502,735,578	5,257,735,212	
0	0	0	0	41		企業債	1,421,258,631	0	1,421,258,631	1,421,258,631	
0	0	0	0	01		建設改良等の財源に充てるための企業債	1,421,258,631	0	1,421,258,631	1,421,258,631	
0	0	0	0	42		他会計借入金	445,000,000	0	445,000,000	445,000,000	
0	0	0	0	02		その他の長期借入金	445,000,000	0	445,000,000	445,000,000	
0	3,400,278	740,443	2,659,835	44		引当金	668,851,633	0	668,851,633	665,451,355	
0	3,400,278	740,443	2,659,835	01		退職給付引当金	668,851,633	0	668,851,633	665,451,355	
0	3,400,278	740,443	2,659,835	《 固 定 負 債 》			2,535,110,264	0	2,535,110,264	2,531,709,986	
0	169,176,302	136,262,244	32,914,058	52		企業債	338,870,145	0	338,870,145	169,693,843	
0	169,176,302	136,262,244	32,914,058	01		建設改良等の財源に充てるための企業債	338,870,145	0	338,870,145	169,693,843	
0	20,000,000	20,000,000	0	53		他会計借入金	20,000,000	0	20,000,000	0	
0	20,000,000	20,000,000	0	02		その他の長期借入金	20,000,000	0	20,000,000	0	
0	2,628,624,811	555,291,137	2,073,333,674	55		未払金	2,282,131,100	522,529,716	2,804,660,816	176,036,005	
0	2,285,877,780	555,220,077	1,730,657,703	01		現年度未払金	1,939,384,069	522,529,716	2,461,913,785	176,036,005	
0	342,747,031	71,060	342,675,971	02		過年度未払金	342,747,031	0	342,747,031	0	
0	121,912	16,396	105,516	57		預り金	9,638,841	1,698,288	11,337,129	11,215,217	
0	0	0	0	01		預り金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	
0	121,912	16,396	105,516	02		仮受消費税	8,638,841	1,698,288	10,337,129	10,215,217	
0	157,785,732	0	157,785,732	59		引当金	157,785,732	0	157,785,732	0	
0	157,785,732	0	157,785,732	01		賞与引当金	157,785,732	0	157,785,732	0	
0	2,975,708,757	711,569,777	2,264,138,980	《 流 動 負 債 》			2,808,425,818	524,228,004	3,332,653,822	356,945,065	



# 合計残高試算表

会 計：伊賀市病院事業

令和 4年 9月30日 現在

3頁  
(単位：円)

借 方				勘 定 科 目				貸 方			
残 高	合 計							合 計			残 高
	累 計	当 月	前月まで					前月まで	当 月	累 計	
0	0	0	0	61			長期前受金	3,987,433,169	0	3,987,433,169	3,987,433,169
0	0	0	0	01			長前) 国庫支出金	45,254,000	0	45,254,000	45,254,000
0	0	0	0	02			長前) 県支出金	278,581,500	0	278,581,500	278,581,500
0	0	0	0	03			長前) 一般会計繰入金	3,651,968,319	0	3,651,968,319	3,651,968,319
0	0	0	0	05			長前) 寄附金	11,579,850	0	11,579,850	11,579,850
0	0	0	0	06			長前) 受贈財産	49,500	0	49,500	49,500
3,686,335,924	3,686,335,924	0	3,686,335,924	62			長期前受金収益化累計額	0	0	0	0
18,347,236	18,347,236	0	18,347,236	01			長前累計) 国庫支出金	0	0	0	0
177,764,289	177,764,289	0	177,764,289	02			長前累計) 県支出金	0	0	0	0
3,479,223,541	3,479,223,541	0	3,479,223,541	03			長前累計) 一般会計繰入金	0	0	0	0
11,000,858	11,000,858	0	11,000,858	05			長前累計) 寄附金	0	0	0	0
3,686,335,924	3,686,335,924	0	3,686,335,924				《 繰 延 収 益 》	3,987,433,169	0	3,987,433,169	3,987,433,169
0	0	0	0	71			資本金	168,332,609	0	168,332,609	168,332,609
0	0	0	0	01			自己資本金	168,332,609	0	168,332,609	168,332,609
0	0	0	0	01			固定資本金	49,203,609	0	49,203,609	49,203,609
0	0	0	0	03			繰入資本金	19,129,000	0	19,129,000	19,129,000
0	0	0	0	04			組入(造成)資本金	100,000,000	0	100,000,000	100,000,000
0	0	0	0				《 資 本 金 》	168,332,609	0	168,332,609	168,332,609
0	0	0	0	81			資本剰余金	1,085,633,415	0	1,085,633,415	1,085,633,415
0	0	0	0	03			寄附金	16,142,700	0	16,142,700	16,142,700
0	0	0	0	04			国(県)補助金	90,093,206	0	90,093,206	90,093,206
0	0	0	0	90			その他資本剰余金	979,397,509	0	979,397,509	979,397,509
0	0	0	0	82			利益剰余金	65,546,048	0	65,546,048	65,546,048
0	0	0	0	01			減債積立金	10,213,000	0	10,213,000	10,213,000
0	0	0	0	10			当年度未処分利益剰余金	55,333,048	0	55,333,048	55,333,048
0	0	0	0	01			繰越利益剰余金年度末残高	-2,617,140,578	0	-2,617,140,578	-2,617,140,578

# 合計残高試算表

会 計：伊賀市病院事業

令和 4年 9月30日 現在

4頁  
(単位：円)

借 方				勘 定 科 目				貸 方			
残 高	合 計							合 計			残 高
	累 計	当 月	前月まで					前月まで	当 月	累 計	
0	0	0	0	02	その他未処分利益剰余金変動額	2,672,473,626	0	2,672,473,626	2,672,473,626		
0	0	0	0		《 剰 余 金 》	1,151,179,463	0	1,151,179,463	1,151,179,463		
3,686,335,924	6,665,444,959	712,310,220	5,953,134,739		【 負 債 ・ 資 本 合 計 】	10,650,481,323	524,228,004	11,174,709,327	8,195,600,292		
0	7,506,813	2,378,600	5,128,213	01	病院事業収益	1,819,044,086	322,414,904	2,141,458,990	2,133,952,177		
0	7,488,975	2,373,200	5,115,775	01	医業収益	1,786,022,353	318,700,104	2,104,722,457	2,097,233,482		
0	7,227,429	2,361,200	4,866,229	01	診療収益	1,610,578,765	303,720,471	1,914,299,236	1,907,071,807		
0	261,546	12,000	249,546	02	その他医業収益	175,443,588	14,979,633	190,423,221	190,161,675		
0	14,846	5,400	9,446	02	医業外収益	20,738,399	1,612,852	22,351,251	22,336,405		
0	0	0	0	01	受取利息及び配当金	1	0	1	1		
0	0	0	0	02	補助金	9,174,300	0	9,174,300	9,174,300		
0	14,846	5,400	9,446	09	その他医業外収益	11,564,098	1,612,852	13,176,950	13,162,104		
0	2,992	0	2,992	03	訪問看護ステーション事業収益	9,963,334	2,037,348	12,000,682	11,997,690		
0	2,992	0	2,992	01	事業収益	9,963,334	2,037,348	12,000,682	11,997,690		
0	0	0	0	04	特別利益	2,320,000	64,600	2,384,600	2,384,600		
0	0	0	0	02	過年度損益修正益	2,320,000	64,600	2,384,600	2,384,600		
1,974,559,782	1,974,894,090	336,724,833	1,638,169,257	03	病院事業費用	334,308	0	334,308	0		
1,907,328,467	1,907,662,775	332,502,617	1,575,160,158	01	医業費用	334,308	0	334,308	0		
1,129,082,912	1,129,082,912	200,402,237	928,680,675	01	給与費	0	0	0	0		
375,641,245	375,641,245	63,450,797	312,190,448	02	材料費	0	0	0	0		
400,359,633	400,686,668	68,473,476	332,213,192	03	経費	327,035	0	327,035	0		
54,725	54,725	3,268	51,457	05	資産減耗費	0	0	0	0		
2,189,952	2,197,225	172,839	2,024,386	06	研究研修費	7,273	0	7,273	0		
55,474,165	55,474,165	2,483,067	52,991,098	02	医業外費用	0	0	0	0		
7,354,165	7,354,165	1,563,067	5,791,098	01	支払利息及び企業債取扱諸費	0	0	0	0		
3,120,000	3,120,000	920,000	2,200,000	05	医療職員養成費	0	0	0	0		
45,000,000	45,000,000	0	45,000,000	08	寄附金	0	0	0	0		

# 合計残高試算表

会 計：伊賀市病院事業

令和 4年 9月30日 現在

5頁  
(単位：円)

借 方				勘 定 科 目			貸 方			
残 高	合 計						合 計			残 高
	累 計	当 月	前月まで				前月まで	当 月	累 計	
9,788,216	9,788,216	1,727,149	8,061,067	03		訪問看護ステーション事業費用	0	0	0	0
9,072,811	9,072,811	1,616,506	7,456,305		01	給与費	0	0	0	0
703,368	703,368	110,643	592,725		03	経費	0	0	0	0
12,037	12,037	0	12,037		06	研究研修費	0	0	0	0
1,968,934	1,968,934	12,000	1,956,934		04	特別損失	0	0	0	0
1,968,934	1,968,934	12,000	1,956,934		05	過年度損益修正損	0	0	0	0
1,974,559,782	1,982,400,903	339,103,433	1,643,297,470	【 損 益 合 計 】			1,819,378,394	322,414,904	2,141,793,298	2,133,952,177
15,587,287,681	23,819,238,203	1,764,571,431	22,054,666,772	*** 総 合 計 ***			22,054,666,772	1,764,571,431	23,819,238,203	15,587,287,681

# 伊賀市水道事業業務状況報告書

## 1 事業の概況

人口減少に伴う給水人口の減少や節水型器具の普及、節水意識の定着等により、今後も有収水量は減少傾向にあり、給水収益の伸びは期待できない一方、既存施設等の老朽化に伴う維持修繕や改築更新、耐震性の向上を計画的に推進するための経費が増加すると見込まれることから、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すと予想されます。

こうした中、経費節減等の経営努力を行い、併せて安心・安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう努めています。

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの業務状況は次のとおりです。

(括弧内は前年度報告数値との比較増減)

### (1) 給水状況

ア 給水人口	87,107人 (1,134人減)
イ 給水戸数	40,353戸 (29戸増)

### (2) 配水量

ア 配水量	7,045,249 <sup>m<sup>3</sup></sup> (151,785 <sup>m<sup>3</sup></sup> 増)
イ 1日平均配水量	38,499 <sup>m<sup>3</sup></sup> (830 <sup>m<sup>3</sup></sup> 増)

### (3) 有収量

ア 有収水量	5,666,641 <sup>m<sup>3</sup></sup> (136,044 <sup>m<sup>3</sup></sup> 減)
イ 有収率	80.4% (3.8%減)

## 2 経理の状況

令和4年9月30日現在の経理の状況は、添付の伊賀市水道事業会計合計残高試算表(税抜き)のとおりです。

## 3 決算の状況

令和3年度の決算の状況は、令和3年度伊賀市水道事業会計決算書のとおりです。

# 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月				
38,433,512,714	70,613,158,159	67,133,359	61 固定資産		32,179,645,445	
36,765,167,155	68,944,812,600	67,133,359	01 有形固定資産		32,179,645,445	
2,684,519,826	2,684,519,826		01 土地			
2,684,519,826	2,684,519,826		001 土地			
4,229,514,038	4,229,514,038		02 建物			
4,229,514,038	4,229,514,038		001 建物			
			03 建物減価償却累計額		1,666,431,311	1,666,431,311
			001 建物減価償却累計額		1,666,431,311	1,666,431,311
50,896,627,365	50,896,627,365		04 構築物			
50,896,627,365	50,896,627,365		001 構築物			
			05 構築物減価償却累計額		21,941,024,880	21,941,024,880
			001 構築物減価償却累計額		21,941,024,880	21,941,024,880
10,738,169,656	10,738,169,656		06 機械及び装置			
10,738,169,656	10,738,169,656		001 機械及び装置			
			07 機械及び装置減価償却累計額		8,380,937,440	8,380,937,440
			001 機械及び装置減価償却累計額		8,380,937,440	8,380,937,440
46,865,545	46,865,545		08 車両運搬具			
46,865,545	46,865,545		001 車両運搬具			
			09 車両運搬具減価償却累計額		36,021,428	36,021,428
			001 車両運搬具減価償却累計額		36,021,428	36,021,428
203,374,237	203,374,237	290,000	10 工具、器具及び備品			
203,374,237	203,374,237	290,000	001 工具、器具及び備品			
			11 工具、器具及び備品減価償却累計額		155,230,386	155,230,386
			001 工具、器具及び備品減価償却累計額		155,230,386	155,230,386
145,741,933	145,741,933	66,843,359	14 建設仮勘定			
145,741,933	145,741,933	66,843,359	001 建設仮勘定			
1,284,345,559	1,284,345,559		02 無形固定資産			

### 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方			
残 高	合 計			当 月	当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月					
1,282,269,059	1,282,269,059		07 水利施設利用権仮勘定				
1,282,269,059	1,282,269,059		001 水利施設利用権仮勘定				
2,076,500	2,076,500		09 電話加入権				
2,076,500	2,076,500		001 電話加入権				
384,000,000	384,000,000		03 投資その他の資産				
200,000,000	200,000,000		01 投資有価証券				
200,000,000	200,000,000		001 投資有価証券				
39,000,000	39,000,000		02 出資金				
39,000,000	39,000,000		001 出資金				
145,000,000	145,000,000		03 長期貸付金				
145,000,000	145,000,000		002 他会計貸付金				
3,146,466,950	8,588,250,135	1,734,352,967	62 流動資産	2,345,956,986	5,441,783,185		
2,796,091,333	6,694,246,717	1,477,962,124	01 現金・預金	2,011,960,681	3,898,155,384		
40,000	40,000		01 現金				
40,000	40,000		001 現金				
2,796,051,333	6,694,206,717	1,477,962,124	02 預金	2,011,960,681	3,898,155,384		
796,051,333	3,694,206,717	877,962,124	001 預金	1,411,960,681	2,898,155,384		
2,000,000,000	3,000,000,000	600,000,000	002 定期預金	600,000,000	1,000,000,000		
267,303,473	1,779,351,091	212,244,089	02 未収金	312,766,864	1,512,047,618		
261,767,853	1,603,757,716	188,732,547	01 営業未収金	291,081,134	1,341,989,863		
197,877,621	1,324,830,806	187,714,210	001 未収給水収益	289,588,521	1,126,953,185		
63,099,668	274,030,076		002 過年度未収給水収益	987,182	210,930,408		
790,564	3,556,361	1,018,337	005 その他営業未収金	505,431	2,765,797		
	1,340,473		006 過年度その他営業未収金		1,340,473		
3,469,420	40,174,073	3,511,542	02 営業外未収金	1,685,730	36,704,653		
	300,708	298,692	001 未収受取利息	298,692	300,708		
2,659,420	35,604,514	3,212,850	004 その他営業外未収金	1,387,038	32,945,094		

### 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月				
810,000	4,268,851		005 過年度その他営業外未収金		3,458,851	
2,066,200	135,419,302	20,000,000	03 その他未収金	20,000,000	133,353,102	
	52,222,402	20,000,000	001 その他未収金	20,000,000	52,222,402	
2,066,200	83,196,900		002 過年度その他未収金		81,130,700	
			03 未収金貸倒引当金		7,919,101	7,919,101
			01 未収金貸倒引当金		7,919,101	7,919,101
			001 未収金貸倒引当金		7,919,101	7,919,101
16,101,904	19,753,978	1,341,970	07 貯蔵品	1,229,441	3,652,074	
15,645,704	19,224,538	1,341,970	01 材料	1,224,101	3,578,834	
15,645,704	19,224,538	1,341,970	001 材料	1,224,101	3,578,834	
456,200	529,440		02 貯蔵量水器	5,340	73,240	
456,200	529,440		001 貯蔵量水器	5,340	73,240	
	20,000,000		08 短期貸付金	20,000,000	20,000,000	
	20,000,000		02 他会計貸付金	20,000,000	20,000,000	
	20,000,000		001 他会計貸付金	20,000,000	20,000,000	
30,880,200	30,880,200	30,880,200	11 前払金			
30,880,200	30,880,200	30,880,200	02 前払消費税及び地方消費税			
30,880,200	30,880,200	30,880,200	001 前払消費税及び地方消費税			
44,009,141	44,018,149	11,924,584	14 その他流動資産		9,008	
44,009,141	44,018,149	11,924,584	02 仮払消費税及び地方消費税		9,008	
44,009,141	44,018,149	11,924,584	001 仮払消費税及び地方消費税		9,008	
			71 固定負債		10,667,461,350	10,667,461,350
			01 企業債		10,352,151,971	10,352,151,971
			01 建設改良費等の財源に充てるための企業債		10,352,151,971	10,352,151,971
			001 建設改良費等の財源に充てるための企業債		10,352,151,971	10,352,151,971
			04 引当金		315,309,379	315,309,379
			01 退職給付引当金		315,309,379	315,309,379

# 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方		勘 定 科 目		貸 方		残 高	
残 高	合 計			合 計			
	累 計			当 月	当 月		累 計
			001 退職給付引当金		315,309,379	315,309,379	
	2,255,117,408	1,181,722,398	72 流動負債	643,831,984	2,910,471,097	655,353,689	
	498,322,773	361,678,798	02 企業債		1,002,507,453	504,184,680	
	498,322,773	361,678,798	01 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,002,507,453	504,184,680	
	498,322,773	361,678,798	001 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,002,507,453	504,184,680	
	1,720,699,884	811,960,681	05 未払金	625,177,646	1,734,323,305	13,623,421	
	520,965,777	79,434,459	01 営業未払金	80,519,093	532,955,067	11,989,290	
	408,781,381	79,434,459	001 営業未払金	80,519,093	420,770,671	11,989,290	
	112,184,396		002 過年度営業未払金		112,184,396		
	240,826,506	137,060,870	02 営業外未払金	107,944,944	240,826,506		
	30,880,200	30,880,200	001 未払消費税及び地方消費税	30,880,200	30,880,200		
	40,915,500		002 過年度未払消費税及び地方消費税		40,915,500		
	169,030,806	106,180,670	003 その他営業外未払金	77,064,744	169,030,806		
	261,364,273	95,269,180	03 建設改良未払金	73,558,644	261,522,237	157,964	
	150,146,806	95,269,180	001 建設改良未払金	73,558,644	150,304,770	157,964	
	111,217,467		002 過年度建設改良未払金		111,217,467		
	4,242,348	1,873,399	04 たな卸資産購入未払金	1,476,167	5,718,515	1,476,167	
	3,947,757	1,873,399	001 たな卸資産購入未払金	1,476,167	5,423,924	1,476,167	
	294,591		002 過年度たな卸資産購入未払金		294,591		
	693,300,980	498,322,773	05 その他未払金	361,678,798	693,300,980		
	693,300,980	498,322,773	001 その他未払金	361,678,798	693,300,980		
	2,760,997	182,418	07 前受金	316,018	14,728,337	11,967,340	
	2,760,997	182,418	01 営業前受金	316,018	14,728,337	11,967,340	
	1,482,991	182,418	001 前受給水収益	182,418	1,482,991		
	1,482,991	182,418	001 前受水道料金	182,418	1,482,991		
	1,278,006		002 前受受託工事収益	133,600	13,245,346	11,967,340	
	1,278,006		001 前受給水工事収益	133,600	13,245,346	11,967,340	



借 方		勘 定 科 目	貸 方		残 高
残 高	合 計		当 月	合 計	
	累 計			累 計	
	23,420,579		09 引当金		23,420,579
	19,617,048		02 賞与引当金		19,617,048
	19,617,048		001 賞与引当金		19,617,048
	3,803,531		03 法定福利費引当金		3,803,531
	3,803,531		001 法定福利費引当金		3,803,531
	9,913,175	7,900,501	10 その他流動負債	18,338,320	135,491,423
	6,552,759	4,660,661	01 預り金	914,006	12,751,110
			001 預り金 (担保品差入)		1,000,000
	6,552,759	4,660,661	002 預り金 (還付金専用)	133,006	10,263,910
			003 預り金 (保証金)	781,000	1,487,200
	3,360,416	3,239,840	03 仮受消費税及び地方消費税	17,424,314	122,740,313
	3,360,416	3,239,840	001 仮受消費税及び地方消費税	17,424,314	122,740,313
	11,218,220,401		73 繰延収益		22,934,336,410
			01 長期前受金		22,934,336,410
			01 長期前受金		22,934,336,410
			001 国庫補助金長期前受金		9,809,471,069
			003 工事負担金長期前受金		927,445,790
			004 他会計補助金長期前受金		10,863,292,323
			005 受贈財産評価額長期前受金		1,334,127,228
11,218,220,401	11,218,220,401		02 長期前受金収益化累計額		
11,218,220,401	11,218,220,401		01 長期前受金収益化累計額		
3,683,865,406	3,683,865,406		001 国庫補助金長期前受金収益化累計額		
293,652,560	293,652,560		003 工事負担金長期前受金収益化累計額		
6,112,509,246	6,112,509,246		004 他会計補助金長期前受金収益化累計額		
1,128,193,189	1,128,193,189		005 受贈財産評価額長期前受金収益化累計額		
			81 資本金	1,069,151,783	15,058,509,273
			01 資本金	1,069,151,783	15,058,509,273

# 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方		勘 定 科 目	貸 方		残 高	
残 高	合 計		合 計			
	累 計		当 月	当 月		累 計
			1,069,151,783	3,005,791,173	3,005,791,173	
		02 組入資本金				
		001 組入資本金	1,069,151,783	3,005,791,173	3,005,791,173	
		04 出資金		8,313,247,193	8,313,247,193	
		001 出資金		8,313,247,193	8,313,247,193	
		05 引継資本金		3,739,470,907	3,739,470,907	
		001 引継資本金		3,739,470,907	3,739,470,907	
	2,129,788,172	82 剰余金	1,060,636,389	4,922,499,962	2,792,711,790	
		01 資本剰余金		1,142,808,145	1,142,808,145	
		01 国庫補助金		498,651,882	498,651,882	
		001 国庫補助金		498,651,882	498,651,882	
		03 工事負担金		290,189,206	290,189,206	
		001 工事負担金		290,189,206	290,189,206	
		04 他会計補助金		313,679,878	313,679,878	
		001 他会計補助金		313,679,878	313,679,878	
		05 受贈財産評価額		40,287,179	40,287,179	
		001 受贈財産評価額		40,287,179	40,287,179	
	2,129,788,172	02 利益剰余金	1,060,636,389	3,779,691,817	1,649,903,645	
		01 減債積立金	719,461,707	859,418,402	859,418,402	
		001 減債積立金	719,461,707	859,418,402	859,418,402	
		03 建設改良積立金		384,589,522	384,589,522	
		001 建設改良積立金		384,589,522	384,589,522	
	2,129,788,172	05 当年度未処分利益剰余金	341,174,682	2,535,683,893	405,895,721	
	719,461,707	001 繰越利益剰余金年度末残高	341,174,682	1,125,357,428	405,895,721	
	341,174,682	002 当年度純利益		341,174,682		
	1,069,151,783	003 その他未処分利益剰余金		1,069,151,783		
	33,608,160	11 水道事業収益	174,839,695	1,243,042,251	1,209,434,091	
	33,358,160	01 営業収益	171,620,226	1,209,098,860	1,175,740,700	

# 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方		勘 定 科 目		貸 方		残 高	
残 高	合 計			合 計			
	累 計			当 月	当 月		累 計
	33,358,160	32,402,400	01 給水収益	170,649,289	1,204,391,656	1,171,033,496	
	33,358,160	32,402,400	001 水道料金	170,649,289	1,204,391,656	1,171,033,496	
			02 受託工事収益		1,153,839	1,153,839	
			001 給水工事収益		1,153,839	1,153,839	
			03 その他営業収益	970,937	3,553,365	3,553,365	
			001 材料売却収益	5,430	114,290	114,290	
			003 手数料	297,720	1,824,940	1,824,940	
			001 督促手数料	19,920	169,840	169,840	
			002 申請手数料	10,800	123,600	123,600	
			003 証明手数料		1,500	1,500	
			004 その他手数料	267,000	1,530,000	1,530,000	
			004 雑収益	667,787	1,614,135	1,614,135	
	250,000		02 営業外収益	3,219,469	33,943,391	33,693,391	
			01 受取利息及び配当金	298,692	300,708	300,708	
			001 預金利息	40,920	42,936	42,936	
			003 貸付金利息	8,272	8,272	8,272	
			004 有価証券利息	249,500	249,500	249,500	
	250,000		02 加入負担金	2,910,000	19,200,000	18,950,000	
	250,000		001 加入負担金	2,910,000	19,200,000	18,950,000	
			04 他会計補助金		13,435,212	13,435,212	
			001 他会計補助金		13,435,212	13,435,212	
			08 雑収益	10,777	1,007,471	1,007,471	
			003 その他雑収益	10,777	1,007,471	1,007,471	
519,606,538	519,729,880	149,017,541	21 水道事業費用		123,342		
372,643,352	372,766,694	71,909,517	01 営業費用		123,342		
199,008,967	199,018,488	37,443,454	01 原水及び浄水費		9,521		
17,159,400	17,159,400	2,859,900	001 給料				

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方			
残 高	合 計			当 月	合 月	計 累 計	残 高
	累 計	当 月					
5,729,853	5,729,853	760,121	002 手当				
1,154,000	1,154,000	194,500	001 扶養手当				
559,302	559,302	93,282	002 地域手当				
424,368	424,368	70,728	004 通勤手当				
906,646	906,646	273,611	005 時間外勤務手当				
31,495	31,495		006 休日勤務手当				
330,000	330,000	55,000	007 管理職手当				
6,000	6,000		008 管理職員特別勤務手当				
945,663	945,663		009 期末手当				
671,179	671,179		010 勤勉手当				
341,200	341,200	73,000	011 特殊勤務手当				
360,000	360,000		012 児童手当				
5,143,726	5,143,726	1,052,486	005 報酬				
5,764,539	5,764,539	1,355,197	006 法定福利費				
169,327	169,327	32,647	009 旅費				
122,400	122,400		013 被服費				
1,613,859	1,617,925	495,708	014 備用品費		4,066		
1,613,859	1,617,925	495,708	001 備用品費		4,066		
622,130	627,585	152,239	015 燃料費		5,455		
621,809	627,264	152,239	001 燃料費		5,455		
321	321		002 軽油引取税				
790,211	790,211	174,083	016 光熱水費				
2,425,749	2,425,749	407,292	018 通信運搬費				
40,924,525	40,924,525	6,786,837	020 委託料				
1,928,000	1,928,000	254,000	021 手数料				
763,746	763,746	38,300	022 賃借料				
2,854,363	2,854,363	541,100	023 修繕費				

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借		方		勘定科目	貸		方	
残高	合計		当 月		当 月	計 累	計 累	残 高
	累 計	計 累						
91,933,816	91,933,816	19,072,735	027 動力費					
20,326,397	20,326,397	2,909,801	028 薬品費					
236,926	236,926	51,008	029 材料費					
500,000	500,000	500,000	030 補償金					
91,171,184	91,204,402	19,718,869	02 配水及び給水費			33,218		
11,854,200	11,854,200	1,975,700	001 給料					
4,077,852	4,111,070	440,872	002 手当			33,218		
858,000	858,000	143,000	001 扶養手当					
381,366	381,366	63,561	002 地域手当					
168,000	168,000	28,000	003 住居手当					
220,914	220,914	36,819	004 通勤手当					
995,671	995,671	121,892	005 時間外勤務手当					
6,274	6,274		006 休日勤務手当					
517,481	536,021		009 期末手当			18,540		
465,646	480,324		010 勤勉手当			14,678		
234,500	234,500	47,600	011 特殊勤務手当					
230,000	230,000		012 児童手当					
3,666,845	3,666,845	901,432	006 法定福利費					
43,900	43,900		013 被服費					
185,275	185,275	126,630	014 備用品費					
185,275	185,275	126,630	001 備用品費					
260,373	260,373	61,739	015 燃料費					
260,373	260,373	61,739	001 燃料費					
1,081,992	1,081,992	254,857	016 光熱水費					
3,757,082	3,757,082	627,298	018 通信運搬費					
7,078,200	7,078,200	2,825,200	020 委託料					
414,881	414,881	294,161	022 賃借料					

### 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方			
残 高	合 計			当 月	合 月	計 累 計	残 高
	累 計	当 月					
21,255,045	21,255,045	3,909,600	023 修繕費				
872,100	872,100	224,400	026 路面復旧費				
32,931,981	32,931,981	6,858,309	027 動力費				
3,691,458	3,691,458	1,218,671	029 材料費				
131,622	131,622	15,277	03 受託工事費				
58,382	58,382	9,937	015 燃料費				
58,382	58,382	9,937	001 燃料費				
73,240	73,240	5,340	029 材料費				
82,214,489	82,295,092	14,726,487	04 総係費		80,603		
23,531,720	23,531,720	3,844,889	001 給料				
7,424,135	7,424,135	773,599	002 手当				
690,000	690,000	115,000	001 扶養手当				
643,825	643,825	104,992	002 地域手当				
156,000	156,000	26,000	003 住居手当				
358,731	358,731	58,273	004 通勤手当				
2,422,971	2,422,971	309,434	005 時間外勤務手当				
660,000	660,000	110,000	007 管理職手当				
1,232,590	1,232,590		009 期末手当				
782,318	782,318		010 勤勉手当				
267,700	267,700	49,900	011 特殊勤務手当				
210,000	210,000		012 児童手当				
2,436,047	2,436,047	436,957	005 報酬				
7,465,728	7,465,728	1,819,099	006 法定福利費				
373,582	373,582	31,728	009 旅費				
92,100	92,100	6,700	013 被服費				
1,300,919	1,307,182	551,522	014 備用品費		6,263		
1,280,274	1,286,537	537,077	001 備消費費		6,263		

### 合計残高試算表

令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	合 計	残 高
	累 計	当 月				
20,645	20,645	14,445	002 備用品費（軽減税率）			
77,099	77,099	15,494	015 燃料費			
77,099	77,099	15,494	001 燃料費			
34,260	34,260	10,710	016 光熱水費			
463,920	474,920		017 印刷製本費		11,000	
2,531,104	2,594,444	466,281	018 通信運搬費		63,340	
31,500,355	31,500,355	6,243,991	020 委託料			
1,073,184	1,073,184	219,550	021 手数料			
878,197	878,197	155,717	022 賃借料			
787,138	787,138	105,640	023 修繕費			
82,000	82,000	24,600	034 公課費			
572,918	572,918		035 会費負担金			
1,590,083	1,590,083	20,010	037 保険料			
117,090	117,090	5,430	07 その他営業費用			
117,090	117,090	5,430	001 材料売却原価			
146,486,306	146,486,306	77,064,744	02 営業外費用			
106,180,670	106,180,670	77,064,744	01 支払利息及び企業債取扱諸費			
106,180,670	106,180,670	77,064,744	001 企業債利息			
40,305,636	40,305,636		02 ダム負担金			
40,305,636	40,305,636		001 ダム負担金			
476,880	476,880	43,280	03 特別損失			
476,880	476,880	43,280	04 過年度損益修正損			
476,880	476,880	43,280	001 過年度損益修正損			
42,099,586,202	95,357,872,315	5,294,416,837	合 計	5,294,416,837	95,357,872,315	42,099,586,202

# 伊賀市下水道事業業務状況報告書

## 1 事業の概況

人口減少に伴う処理区域内人口の減少や財政上の制約等、社会情勢や経済情勢の変化により、収益の伸びは期待できない一方、既存施設等の老朽化に伴う維持修繕や改築更新、処理場の統廃合、耐震性の向上を計画的に推進するための経費が増加すると見込まれることから、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すと予想されます。

こうした中、適正な使用料収入の確保と経費節減等の経営努力を行い、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に努めています。

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの業務状況は次のとおりです。

(括弧内は前年度報告数値との比較増減)

### (1) 排水状況

ア 処理区域内人口	28,977人(253人減)
イ 処理区域内戸数	11,536戸(28戸増)

### (2) 排水量

ア 排水量	1,908,602 <sup>m<sup>3</sup></sup> (102,492 <sup>m<sup>3</sup></sup> 減)
イ 1日平均排水量	10,430 <sup>m<sup>3</sup></sup> (559 <sup>m<sup>3</sup></sup> 減)

## 2 経理の状況

令和4年9月30日現在の経理の状況は、添付の伊賀市下水道事業会計合計残高試算表(税抜き)のとおりです。

## 3 決算の状況

令和3年度の決算の状況は、令和3年度伊賀市下水道事業会計決算書のとおりです。



合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月				
45,171,616,521	47,206,617,285	6,502,054	61 固定資産		9,170,266,106	7,135,265,342
44,015,112,419	44,015,113,183	6,502,054	11 有形固定資産		7,135,266,106	7,135,265,342
1,848,495,319	1,848,495,319		11 土地			
1,848,495,319	1,848,495,319		031 処理場用地			
2,403,366,125	2,403,366,125		21 建物			
24,059,228	24,059,228		021 ポンプ場建物			
2,154,400,142	2,154,400,142		031 処理場建物			
224,906,755	224,906,755		041 建物附属設備			
			22 建物減価償却累計額		409,709,327	409,709,327
			011 建物減価償却累計額		409,709,327	409,709,327
34,591,756,629	34,591,756,629		31 構築物			
28,480,853,341	28,480,853,341		011 管路施設			
16,916,443	16,916,443		021 ポンプ場施設			
5,756,159,850	5,756,159,850		031 処理場施設			
337,826,995	337,826,995		991 その他構築物			
			32 構築物減価償却累計額		4,510,896,762	4,510,896,762
			011 構築物減価償却累計額		4,510,896,762	4,510,896,762
5,069,365,716	5,069,365,716		41 機械及び装置			
1,070,642,660	1,070,642,660		011 ポンプ場用電気設備			
1,179,835,905	1,179,835,905		021 処理場用電気設備			
820,614,369	820,614,369		031 ポンプ場用機械設備			
1,857,951,625	1,857,951,625		041 処理場用機械設備			
140,321,157	140,321,157		991 その他機械及び装置			
			42 機械及び装置減価償却累計額		2,211,449,022	2,211,449,022
			011 機械及び装置減価償却累計額		2,211,449,022	2,211,449,022
3,095,000	3,095,000		51 車両運搬具			
3,095,000	3,095,000		011 車両運搬具			

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月				
			52 車両運搬具減価償却累計額		169,875	169,875
			011 車両運搬具減価償却累計額		169,875	169,875
4,471,944	4,471,944		61 工具、器具及び備品			
4,471,944	4,471,944		011 工具、器具及び備品			
			62 工具、器具及び備品減価償却累計額		3,040,356	3,040,356
			011 工具、器具及び備品減価償却累計額		3,040,356	3,040,356
94,561,686	94,562,450	6,502,054	81 建設仮勘定		764	
94,561,686	94,562,450	6,502,054	011 建設仮勘定		764	
800,000	800,000		21 無形固定資産			
800,000	800,000		91 その他無形固定資産			
800,000	800,000		991 その他無形固定資産			
1,155,704,102	3,190,704,102		31 投資その他の資産		2,035,000,000	
100,000,000	100,000,000		11 投資有価証券			
100,000,000	100,000,000		011 投資有価証券			
1,055,704,102	3,090,704,102		51 基金		2,035,000,000	
704,102	1,055,704,102		011 基金		1,055,000,000	
1,055,000,000	2,035,000,000		021 基金（定期預金）		980,000,000	
1,814,674,035	4,946,955,151	183,857,921	62 流動資産	757,326,151	3,132,281,116	
1,696,680,530	3,863,181,526	107,499,131	11 現金・預金	649,837,985	2,166,500,996	
30,000	30,000		11 現金			
30,000	30,000		011 現金			
1,696,650,530	3,863,151,526	107,499,131	21 預金	649,837,985	2,166,500,996	
766,650,530	2,403,151,526	107,499,131	011 預金	649,837,985	1,636,500,996	
930,000,000	1,460,000,000		021 定期預金		530,000,000	
95,882,305	1,059,481,349	67,862,896	21 未収金	107,488,166	963,599,044	
95,432,215	437,729,787	67,162,306	11 営業未収金	107,209,886	342,297,572	
74,758,483	341,808,824	67,134,306	011 未収下水道使用料	107,001,827	267,050,341	

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	合 計	残 高
	累 計	当 月				
20,673,732	92,163,062		021 過年度未収下水道使用料	166,059	71,489,330	
	589,388		041 過年度未収雨水処理負担金		589,388	
	1,074,613		081 過年度未収他会計負担金		1,074,613	
	154,600	28,000	991 その他営業未収金	42,000	154,600	
	1,939,300		992 過年度その他営業未収金		1,939,300	
90	132,429,368	250,590	21 営業外未収金	278,280	132,429,278	
	258,663	249,500	011 未収受取利息	249,500	258,663	
90	110,504,501	1,090	991 その他営業外未収金	28,780	110,504,411	
	21,666,204		992 過年度その他営業外未収金		21,666,204	
450,000	489,322,194	450,000	91 その他未収金		488,872,194	
450,000	488,986,194	450,000	991 その他未収金		488,536,194	
	336,000		992 過年度その他未収金		336,000	
			22 未収金貸倒引当金		2,181,000	2,181,000
			11 未収金貸倒引当金		2,181,000	2,181,000
			011 未収金貸倒引当金		2,181,000	2,181,000
5,428,300	5,428,300	5,428,300	71 前払金			
5,428,300	5,428,300	5,428,300	21 前払消費税及び地方消費税			
5,428,300	5,428,300	5,428,300	011 前払消費税及び地方消費税			
18,863,900	18,863,976	3,067,594	91 その他流動資産		76	
18,863,900	18,863,976	3,067,594	21 仮払消費税及び地方消費税		76	
18,863,900	18,863,976	3,067,594	011 仮払消費税及び地方消費税		76	
			71 固定負債		12,075,042,362	12,075,042,362
			11 企業債		12,075,042,362	12,075,042,362
			11 建設改良費等の財源に充てる企業債		12,074,972,346	12,074,972,346
			011 建設改良費等の財源に充てる企業債		12,074,972,346	12,074,972,346
			91 その他の企業債		70,016	70,016
			991 その他の企業債		70,016	70,016

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方		勘 定 科 目	貸 方		残 高	
残 高	合 計		合 計	残 高		
	累 計					当 月
	1,631,139,297	956,386,567	72 流動負債	424,253,814	2,168,365,187	537,225,890
	492,923,477	306,518,832	16 企業債		990,673,646	497,750,169
	492,853,468	306,518,832	11 建設改良費等の財源に充てる企業債		990,533,625	497,680,157
	492,853,468	306,518,832	011 建設改良費等の財源に充てる企業債		990,533,625	497,680,157
	70,009		91 その他の企業債		140,021	70,012
	70,009		991 その他の企業債		140,021	70,012
	1,127,785,796	649,837,985	31 未払金	418,120,090	1,135,667,287	7,881,491
	232,291,428	33,872,782	11 営業未払金	35,354,654	240,172,919	7,881,491
	232,291,428	33,872,782	011 営業未払金	35,354,654	240,172,919	7,881,491
	135,884,499		21 過年度営業未払金		135,884,499	
	135,884,499		011 過年度営業未払金		135,884,499	
	137,285,657	116,000,857	31 営業外未払金	69,297,418	137,285,657	
	5,428,300	5,428,300	011 未払消費税及び地方消費税	5,428,300	5,428,300	
	131,857,357	110,572,557	991 その他営業外未払金	63,869,118	131,857,357	
	25,804,600		41 過年度営業外未払金		25,804,600	
	21,284,800		011 過年度未払消費税及び地方消費税		21,284,800	
	4,519,800		991 過年度その他営業外未払金		4,519,800	
	28,603,351	7,040,869	51 建設改良未払金	6,949,186	28,603,351	
	28,603,351	7,040,869	011 建設改良未払金	6,949,186	28,603,351	
	74,992,784		61 過年度建設改良未払金		74,992,784	
	74,992,784		011 過年度建設改良未払金		74,992,784	
	492,923,477	492,923,477	91 その他未払金	306,518,832	492,923,477	
	492,923,477	492,923,477	991 その他未払金	306,518,832	492,923,477	
	173,872	14,050	41 前受金	14,050	173,872	
	173,872	14,050	11 営業前受金	14,050	173,872	
	173,872	14,050	011 営業前受金	14,050	173,872	
	10,031,023		51 引当金		10,031,023	

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		当 月	残 高
	累 計			
	8,396,976	21 賞与引当金	8,396,976	
	8,396,976	011 賞与引当金	8,396,976	
	1,634,047	31 法定福利費引当金	1,634,047	
	1,634,047	011 法定福利費引当金	1,634,047	
	225,129	15,700 91 その他流動負債	6,119,674	31,819,359
	224,579	15,700 11 預り金	16,610	244,489
	224,579	15,700 011 預り金（還付金専用）	16,610	244,489
		31 取扱金融機関担保金		500,000
		011 取扱金融機関担保金		500,000
	550	41 仮受消費税及び地方消費税	6,103,064	31,074,870
	550	011 仮受消費税及び地方消費税	6,103,064	31,074,870
	5,475,012,877	73 繰延収益	450,000	27,834,575,112
		11 長期前受金	450,000	27,834,575,112
		11 長期前受金	450,000	27,834,575,112
		011 国庫補助金長期前受金		9,995,514,990
		021 県補助金長期前受金		7,722,940,344
		025 建設改良債充当県補助金長期前受金		161,645,881
		031 工事負担金長期前受金		26,440,637
		041 受益者負担金長期前受金	450,000	2,475,156,293
		051 分担金長期前受金		2,256,627,022
		061 他会計補助金長期前受金		2,399,342,058
		071 建設改良債充当他会計補助金長期前受金		1,749,258,411
		081 受贈財産評価額長期前受金		1,021,756,246
		101 建設仮勘定長期前受金		25,893,230
5,475,012,877	5,475,012,877	21 長期前受金収益化累計額		
5,475,012,877	5,475,012,877	11 長期前受金収益化累計額		
1,648,763,318	1,648,763,318	011 国庫補助金長期前受金収益化累計額		

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月				
1,370,152,318	1,370,152,318		021 県補助金長期前受金収益化累計額			
453,811,716	453,811,716		041 受益者負担金長期前受金収益化累計額			
318,161,463	318,161,463		051 分担金長期前受金収益化累計額			
419,936,373	419,936,373		061 他会計補助金長期前受金収益化累計額			
1,097,743,249	1,097,743,249		071 建設改良債充当他会計補助金収益化累計額			
166,444,440	166,444,440		081 受贈財産評価額長期前受金収益化累計額			
			81 資本金	108,889,100	2,895,189,710	2,895,189,710
			11 資本金	108,889,100	2,895,189,710	2,895,189,710
			11 固有資本金		2,274,901,360	2,274,901,360
			011 固有資本金		2,274,901,360	2,274,901,360
			21 組入資本金	108,889,100	620,288,350	620,288,350
			011 組入資本金	108,889,100	620,288,350	620,288,350
	947,889,159	947,889,159	82 剰余金	839,000,059	2,835,952,410	1,888,063,251
			11 資本剰余金		713,641,108	713,641,108
			11 国庫補助金		464,762,169	464,762,169
			011 国庫補助金		464,762,169	464,762,169
			21 県補助金		248,878,935	248,878,935
			011 県補助金		248,878,935	248,878,935
			51 受贈財産評価額		4	4
			011 受贈財産評価額		4	4
	947,889,159	947,889,159	21 利益剰余金	839,000,059	2,122,311,302	1,174,422,143
			11 減債積立金	460,000,000	460,000,000	460,000,000
			011 減債積立金	460,000,000	460,000,000	460,000,000
			31 建設改良積立金		579,711,650	579,711,650
			011 建設改良積立金		579,711,650	579,711,650
	947,889,159	947,889,159	51 当年度未処分利益剰余金	379,000,059	1,082,599,652	134,710,493
	460,000,000	460,000,000	011 繰越利益剰余金年度末残高	379,000,059	594,710,493	134,710,493

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方		勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計		残 高		
	累 計			当 月	合 計
			当 月	累 計	
	379,000,059	379,000,059		379,000,059	
	108,889,100	108,889,100		108,889,100	
	5,500		61,318,237	421,734,413	421,728,913
	5,500		61,067,751	310,971,845	310,966,345
	5,500		61,031,434	310,736,397	310,730,897
	5,500		61,031,434	310,736,397	310,730,897
				47,577,605	47,577,605
	1,500		15,908,760	106,606,839	106,605,339
	4,000		43,809,424	148,666,953	148,662,953
			1,313,250	7,885,000	7,885,000
			36,317	235,448	235,448
			35,440	217,030	217,030
			1,600	10,800	10,800
			3,840	29,120	29,120
			2,000	22,110	22,110
				400	400
				600	600
			28,000	154,000	154,000
			877	18,418	18,418
			250,486	110,762,568	110,762,568
			249,500	258,663	258,663
				4,224	4,224
				4,939	4,939
			249,500	249,500	249,500
				110,463,073	110,463,073
				110,463,073	110,463,073
			986	40,832	40,832

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	残 高	
	累 計	当 月				当 月
			991 その他雑収益	986	40,832	40,832
325,787,147	325,787,147	96,601,660	21 下水道事業費用			
215,197,790	215,197,790	32,732,542	11 営業費用			
21,818,004	21,818,004	5,019,328	11 管渠費			
2,167,200	2,167,200	361,200	011 給料			
508,483	508,483	63,382	021 手当			
180,000	180,000	30,000	011 扶養手当			
70,416	70,416	11,736	021 地域手当			
27,276	27,276	4,546	041 通勤手当			
44,625	44,625	11,900	051 時間外勤務手当			
81,309	81,309		081 期末手当			
73,457	73,457		091 勤勉手当			
31,400	31,400	5,200	101 特殊勤務手当			
633,540	633,540	154,539	061 法定福利費			
1,198,983	1,198,983	221,400	161 光熱水費			
3,056,832	3,056,832	525,982	181 通信運搬費			
509,286	509,286	140,000	201 委託料			
6,240	6,240		221 賃借料			
432,340	432,340	332,040	231 修繕費			
623,400	623,400		261 路面復旧費			
11,280,600	11,280,600	2,186,785	271 動力費			
1,401,100	1,401,100	1,034,000	291 材料費			
1,032,323	1,032,323	78,446	21 ポンプ場費			
33,273	33,273	7,407	161 光熱水費			
22,474	22,474	3,533	181 通信運搬費			
626,118	626,118		201 委託料			
350,458	350,458	67,506	271 動力費			



合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	合 計	残 高
	累 計	当 月				
168,026,576	168,026,576	23,372,293	31 処理場費			
9,249,000	9,249,000	1,541,500	011 給料			
2,322,757	2,322,757	270,604	021 手当			
279,000	279,000	46,500	011 扶養手当			
285,840	285,840	47,640	021 地域手当			
214,374	214,374	35,729	041 通勤手当			
505,378	505,378	106,235	051 時間外勤務手当			
372,752	372,752		081 期末手当			
311,513	311,513		091 勤勉手当			
168,900	168,900	34,500	101 特殊勤務手当			
185,000	185,000		111 児童手当			
813,112	813,112	138,178	051 報酬			
2,848,618	2,848,618	683,030	061 法定福利費			
13,638	13,638	2,273	091 旅費			
311,768	311,768	25,000	142 備用品費			
311,768	311,768	25,000	001 備用品費			
27,532	27,532	15,900	151 燃料費			
22,685	22,685	13,685	011 燃料費			
4,847	4,847	2,215	021 軽油引取税			
1,500,263	1,500,263	396,202	161 光熱水費			
792,781	792,781	139,068	181 通信運搬費			
100,984,376	100,984,376	9,369,140	201 委託料			
22,546	22,546		211 手数料			
8,400	8,400		221 賃借料			
1,998,750	1,998,750	953,690	231 修繕費			
43,879,974	43,879,974	9,066,744	271 動力費			
3,149,011	3,149,011	770,964	281 薬品費			

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	合 計	残 高
	累 計	当 月				
37,800	37,800		341 公課費			
66,250	66,250		371 保険料			
3,348,331	3,348,331	556,178	41 浄化槽費			
2,023,800	2,023,800	337,300	011 給料			
704,859	704,859	69,271	021 手当			
150,000	150,000	25,000	011 扶養手当			
65,214	65,214	10,869	021 地域手当			
64,368	64,368	10,728	041 通勤手当			
123,386	123,386	16,674	051 時間外勤務手当			
122,239	122,239		081 期末手当			
110,252	110,252		091 勤勉手当			
29,400	29,400	6,000	101 特殊勤務手当			
40,000	40,000		111 児童手当			
619,672	619,672	149,607	061 法定福利費			
13,089,922	13,089,922	2,438,141	61 業務費			
5,557,560	5,557,560	926,260	011 給料			
2,177,210	2,177,210	373,243	021 手当			
159,000	159,000	26,500	011 扶養手当			
171,492	171,492	28,582	021 地域手当			
139,098	139,098	23,183	041 通勤手当			
881,198	881,198	277,878	051 時間外勤務手当			
10,221	10,221		055 休日勤務手当			
376,393	376,393		081 期末手当			
257,308	257,308		091 勤勉手当			
82,500	82,500	17,100	101 特殊勤務手当			
100,000	100,000		111 児童手当			
1,560,772	1,560,772	290,176	051 報酬			

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	合 計	残 高
	累 計	当 月				
1,886,888	1,886,888	393,665	061 法定福利費			
50,006	50,006	9,092	091 旅費			
11,444	11,444	11,444	142 備用品費			
11,444	11,444	11,444	001 備用品費			
351,888	351,888	161,318	171 印刷製本費			
1,358,568	1,358,568	247,387	181 通信運搬費			
88,750	88,750	17,750	201 委託料			
46,836	46,836	7,806	221 賃借料			
7,882,634	7,882,634	1,268,156	71 総係費			
3,243,000	3,243,000	540,500	011 給料			
819,770	819,770	41,657	021 手当			
97,290	97,290	16,215	021 地域手当			
54,552	54,552	9,092	041 通勤手当			
350,181	350,181	3,650	051 時間外勤務手当			
136,264	136,264		081 期末手当			
122,883	122,883		091 勤勉手当			
58,600	58,600	12,700	101 特殊勤務手当			
1,007,433	1,007,433	247,544	061 法定福利費			
31,928	31,928	2,600	091 旅費			
113,637	113,637	113,637	101 研修費			
106,200	106,200		131 被服費			
278,130	278,130	14,085	142 備用品費			
278,130	278,130	14,085	001 備用品費			
145,860	145,860	15,037	151 燃料費			
145,860	145,860	15,037	011 燃料費			
44,640	44,640		171 印刷製本費			
43,266	43,266	8,275	181 通信運搬費			

合計残高試算表  
令和4年9月30日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	合 計	残 高
	累 計	当 月				
58,000	58,000	48,000	201 委託料			
88,925	88,925	28,365	211 手数料			
238,458	238,458	56,706	221 賃借料			
216,470	216,470	130,870	231 修繕費			
13,200	13,200	6,600	341 公課費			
205,847	205,847		351 会費負担金			
1,227,870	1,227,870	14,280	371 保険料			
110,572,557	110,572,557	63,869,118	21 営業外費用			
110,572,557	110,572,557	63,869,118	11 支払利息及び企業債取扱諸費			
110,572,557	110,572,557	63,869,118	011 企業債利息			
16,800	16,800		31 特別損失			
16,800	16,800		41 過年度損益修正損			
16,800	16,800		011 過年度損益修正損			
47,312,077,703	60,533,406,416	2,191,237,361	合 計	2,191,237,361	60,533,406,416	47,312,077,703

# 伊賀市 令和3年度決算

## ■一般会計 歳入(性質別)

区分	令和3年度決算	令和2年度決算	増減	増減率	財源区分	令和3年度決算	令和2年度決算	増減	増減率
市税	140億4,501万円	146億8,163万円	▲6億3,662万円	▲4.3%	自主財源	188億6,335万円	198億2,617万円	▲9億6,282万円	▲4.9%
分担金及び負担金	4億3,482万円	4億2,395万円	1,087万円	2.6%					
使用料及び手数料	5億 685万円	5億 743万円	▲58万円	▲0.1%					
財産収入	2億6,846万円	1億9,969万円	6,877万円	34.4%					
寄附金	8億3,687万円	6億4,616万円	1億9,071万円	29.5%					
繰入金	9億 980万円	18億5,582万円	▲9億4,602万円	▲51.0%					
繰越金	11億 206万円	9億1,924万円	1億8,282万円	19.9%					
諸収入	7億5,948万円	5億9,225万円	1億6,723万円	28.2%					
地方譲与税	6億1,884万円	6億 754万円	1,130万円	1.9%					
地方消費税交付金	22億8,717万円	21億 724万円	1億7,993万円	8.5%					
地方交付税	107億9,875万円	95億8,030万円	12億1,845万円	12.7%	依存財源	303億5,577万円	353億4,325万円	▲49億8,748万円	▲14.1%
国庫支出金	82億8,335万円	157億1,567万円	▲74億3,232万円	▲47.3%					
県支出金	33億4,232万円	26億5,169万円	6億9,063万円	26.0%					
市債	38億9,176万円	40億4,916万円	▲1億5,740万円	▲3.9%					
その他の交付金	11億3,358万円	6億3,165万円	5億 193万円	79.5%					
合計	492億1,912万円	551億6,942万円	▲59億5,030万円	▲10.8%					

## ■一般会計 歳出(目的別)

区分	令和3年度決算	令和2年度決算	増減	増減率	主な事業
議会費	2億6,073万円	2億7,905万円	▲1,832万円	▲6.6%	議員報酬・手当等、議会運営費
総務費	91億6,113万円	171億8,953万円	▲80億2,840万円	▲46.7%	青山複合施設整備事業、住民自治協議会推進経費
民生費	161億5,316万円	145億 278万円	16億5,038万円	11.4%	障害者自立支援給付事業、私立保育所等運営費
衛生費	47億5,031万円	49億4,247万円	▲1億9,216万円	▲3.9%	ごみ中継施設維持管理経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業
労働費	8,856万円	6,166万円	2,690万円	43.6%	雇用、勤労者対策事業、シルバー人材センター運営等経費
農林業費	24億5,301万円	18億9,355万円	5億5,946万円	29.5%	多面的機能支払交付金事業、団体営ため池等整備事業
商工費	9億2,553万円	7億9,132万円	1億3,421万円	17.0%	企業立地促進経費、商工振興経費
土木費	25億9,458万円	23億4,588万円	2億4,870万円	10.6%	道路維持経費、橋梁長寿命化修繕事業
消防費	17億 280万円	16億7,984万円	2,296万円	1.4%	消防施設整備事業、消防団本部管理経費
教育費	33億9,891万円	43億 379万円	▲9億 488万円	▲21.0%	給食センター管理運営経費、体育施設維持管理経費
災害復旧費	1億1,949万円	2億2,978万円	▲1億1,029万円	▲48.0%	公共土木施設災害復旧事業、農林施設災害復旧事業
公債費	56億 767万円	58億4,771万円	▲2億4,004万円	▲4.1%	市債元金償還金、市債利子
合計	472億1,588万円	540億6,736万円	▲68億5,148万円	▲12.7%	

## ■一般会計 歳出(性質別)

区分	経費	令和3年度決算	令和2年度決算	増減	増減率
人件費	義務的	96億5,040万円	96億7,612万円	▲2,572万円	▲0.3%
扶助費		89億5,516万円	69億6,044万円	19億9,472万円	28.7%
公債費		56億 767万円	58億4,771万円	▲2億4,004万円	▲4.1%
普通建設事業費	投資的	31億9,306万円	35億3,741万円	▲3億4,435万円	▲9.7%
災害復旧費		1億1,949万円	2億2,978万円	▲1億1,029万円	▲48.0%
物件費	その他	84億7,419万円	83億1,579万円	1億5,840万円	1.9%
補助費等		58億7,036万円	148億8,949万円	▲90億1,913万円	▲60.6%
維持補修費		2億7,195万円	2億5,883万円	1,312万円	5.1%
その他の経費		50億7,360万円	43億5,179万円	7億2,181万円	16.6%
合計		472億1,588万円	540億6,736万円	▲68億5,148万円	▲12.7%

## ■市有財産の状況

区分	土地	建物	主な施設	
行政財産	公用財産	102,002㎡	31,587㎡	庁舎、消防施設など
	公共用財産	3,804,221㎡	457,740㎡	学校、図書館、公営住宅、公園など
普通財産	2,843,343㎡	26,854㎡	上記以外(山林など)	
合計	6,749,566㎡	516,181㎡		

## ■市債残高

年度	残高	臨時財政対策債を除く
平成22年度	573億円	429億円
平成23年度	586億円	426億円
平成24年度	576億円	401億円
平成25年度	569億円	383億円
平成26年度	562億円	364億円
平成27年度	553億円	346億円
平成28年度	560億円	351億円
平成29年度	543億円	332億円
平成30年度	555億円	332億円
令和元年度	548億円	346億円
令和2年度	533億円	333億円
令和3年度	518億円	315億円

## ■基金残高

年度	残高
平成22年度	115億円
平成23年度	124億円
平成24年度	121億円
平成25年度	130億円
平成26年度	130億円
平成27年度	143億円
平成28年度	150億円
平成29年度	154億円
平成30年度	154億円
令和元年度	146億円
令和2年度	149億円
令和3年度	166億円

## ■特別会計の決算状況

会計名	歳入額	歳出額	差引額	基金	市債残高	
特別会計	国民健康保険事業	89億2,651万円	90億5,293万円	▲1億2,642万円	7,332万円	191万円
	住宅新築資金等貸付	2,507万円	5,344万円	▲2,837万円	11万円	142万円
	駐車場事業	3,466万円	3,466万円	0万円		
	介護保険事業	107億7,001万円	104億4,945万円	3億2,056万円	11億8,713万円	
	サービスエリア	796万円	746万円	50万円	6,631万円	
財産区	後期高齢者医療	12億7,830万円	12億5,800万円	2,030万円		
	島ヶ原財産区	3,169万円	2,953万円	216万円	2億6,965万円	
大山田財産区	1,383万円	1,276万円	107万円	1億1,985万円		
合計	210億8,803万円	208億9,823万円	1億8,980万円	17億1,637万円	333万円	

## ■財政の早期健全化・再生に関する指標(財政健全化法に基づく指標)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
					病院事業	水道事業	下水道事業
伊賀市 (前年度数値)	該当なし	該当なし	9.4% (10.5)	53.5% (68.7%)	該当なし	該当なし	該当なし
早期健全化基準	11.89%	16.89%	25.0%	350.0%	経営健全化基準 20.0%		
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%				

※伊賀市の場合「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は、黒字のため『該当なし』となります。

## ■企業会計の決算(消費税および地方消費税を含む)

会計名	予算額	決算額	繰越額	差引	企業債残高	
病院事業	収益的収支	事業収益 51億2,980万円	51億3,431万円	—	増減額 451万円	17億6,013万円
		事業費用 48億3,347万円	46億6,124万円	—	不用額 1億7,223万円	
水道事業	資本的収支	資本的収入 4億2,985万円	3億9,594万円	—	増減額 ▲3,391万円	113億5,466万円
		資本的支出 5億4,209万円	5億 908万円	2,497万円	不用額 804万円	
下水道事業	収益的収支	事業収益 34億4,061万円	34億2,229万円	—	増減額 ▲1,832万円	130億6,572万円
		事業費用 31億4,193万円	30億2,832万円	4万円	不用額 1億1,357万円	
下水道事業	資本的収支	資本的収入 7億1,758万円	6億9,455万円	—	増減額 ▲2,303万円	130億6,572万円
		資本的支出 20億3,862万円	18億6,370万円	4,317万円	不用額 1億3,175万円	
下水道事業	収益的収支	事業収益 26億 371万円	25億9,567万円	—	増減額 ▲804万円	130億6,572万円
		事業費用 23億9,332万円	22億2,442万円	—	不用額 1億6,890万円	
下水道事業	資本的収支	資本的収入 6億1,415万円	6億 111万円	—	増減額 ▲1,304万円	130億6,572万円
		資本的支出 13億4,516万円	12億4,464万円	1,733万円	不用額 8,319万円	

伊賀市告示第 244 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メー トル
その他 50073	新	上川原山中 2 号線	起点 伊賀市平田字北新田 3147 番地先 終点 伊賀市平田字宮之東 672 番 3 地先	2.5	60.3
その他 20399	新	新堂駅前連 絡道線	起点 伊賀市新堂字中出 304 番 14 地先 終点 伊賀市新堂字中出 304 番 14 地先	2.4	12.5

伊賀市告示第 245 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 50073	上川原山中 2 号 線	起点 伊賀市平田字北新田 3147 番地先 終点 伊賀市平田字宮之東 672 番 3 地先	令和 4 年 11 月 21 日
その他 20399	新堂駅前連絡道 線	起点 伊賀市新堂字中出 304 番 14 地先 終点 伊賀市新堂字中出 304 番 14 地先	令和 4 年 11 月 21 日

伊賀市告示第 246 号

令和 4 年第 7 回伊賀市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和 4 年 11 月 25 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 4 年 12 月 2 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場



伊賀市告示第 247 号

緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年11月29日

伊賀市長 岡 本 栄

緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱（平成18年伊賀市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に規定するもののほか」を「第25条及び第26条の規定に基づき」に改める。

第2条中「この要綱に規定する対象森林」を「当該事業の対象となる森林」に改める。

第3条中「1月末日」を「3月10日」に改める。

第4条第2項中「及び製材所等」を「、製材所等」に改める。

第5条第1項中「様式第1号による交付申請書」を「緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付申請書」に、「以下」を「様式第1号。以下」に、「を市長」を「により市長」に、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「第1項に掲げる」を削る。

第6条中「により」を「の規定による」に改める。

第7条第1号中「1月末日」を「3月10日」に、「おいては」を「あつては」に改め、同条第2号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第8条中「市長は、補助金」を「市長は、第6条の規定により補助金」に改める。

第9条第1項中「前条」の次に「の規定」を、「決定」の次に「に係る通知」を加え、同条第2項中「を補助金」を「により補助金」に、「2月15日」を「市長が別に定める日」に、「提出し」を「報告し」に改める。

第10条第1項中「前条第2項により」を「前条第2項の規定による」に改め、「当該」の次に「報告に係る」を加え、同条第2項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第11条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に、「調査等」を「書類の審査等」に改め、同条第2項中「より」を「規定する」に、「指示事項」を「措置の」に改める。

第12条中「前2条」を「第10条第1項又は前条第2項の規定」に改める。

第13条を次のように改める。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金請求書(様式第7号)により補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 補助金の交付は、前項の規定による請求に基づき、これを行うものとする。

第14条第3号中「不正な」を「不正の」に改め、同条第4号中「第11条に規定する」を「第11条第1項の規定による」に改める。

第15条の見出し中「必要な事項」を削る。

様式第7号中「第13条第2項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この告示は、令和4年11月29日から施行し、この告示による改正後の緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱の規定は、令和5年2月1日以後に着手した緊急間伐・搬出間伐推進事業について適用する。

伊賀市告示第 249 号

キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年11月30日

伊賀市長 岡 本 栄

キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱（平成31年伊賀市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に定めるもののほか」を「第25条及び第26条の規定に基づき」に改める。

第3条第2項第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第5条中「補助金の」を「補助金は、予算に定める額の範囲内で交付するものとし、その」に改め、「、予算に定める額の範囲内で」を削り、「もの」を「とおりに」に改める。

第6条第1項中「1年度1事業」を「第3条第1項各号に掲げる事業の区分ごとに、1年度1回」に改める。

第7条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第10条中「提出し」を「申請し」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第11条第1項中「より」を「よる」に改め、同条第2項中「より補助金の交付を決定した」を「よる補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした」に改め、同条第3項中「第1項の規定により補助金の交付を決定する」を「交付決定をする」に改める。

第12条第1項中「前条の規定により補助金の」を削り、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「規定による申請」に改め、「すべき」の次に「もの」を加える。

第14条第1項中「補助金の」を削り、「提出し」を「報告し」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項中「事業終了」を「補助事業の終了」に改め、「補助金の」を削る。

第15条第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「事業等」を「補助事業等」に、「交付の決定」を「交付決定」に改める。

第16条第1項中「市長が」の次に「補助金の」を加え、「補助金の交付決定額」を「交付決定」に改める。

第17条第1項中「補助金の交付の決定」を「交付決定」に改め、同項第1号中「不正な」を「不正の」に改め、同条第4号中「その他補助事業者」を「前3号に掲げるもののほか、補助事業者」に改める。

第18条第1項中「補助金の交付の決定」を「交付決定の全部又は一部」に改め、「補助事業の」及び「超える」を削る。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

別表第2中「補助対象経費の8/10以内」を「8/10以内の率」に、「補助限度額」を「限度額」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和4年11月30日から施行し、改正後のキラッと輝け！地域応援補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

伊賀市告示第 250 号

伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和 4 年伊賀市告示第 183 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市学校給食費助成事業実施要綱

第 1 条中「学校給食費」を「家計の」に、「予算の範囲内において伊賀市学校給食費負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付する」を「学校給食費助成事業を実施する」に改め、「第 76 号）」の次に「第 25 条及び」を加える。

第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条第 2 項中「伊賀市学校給食費負担軽減補助金概算払申請書」を「伊賀市学校給食費負担軽減補助金については伊賀市学校給食費負担軽減補助金概算払申請書」に改め、「により」の次に「、伊賀市学校給食費保護者負担分補助金については伊賀市学校給食費保護者負担分補助金概算払申請書（様式第 5 号の 2）により」を加え、同条を第 10 条とする。

第 8 条中「補助金の」を「、補助金の」に、「伊賀市学校給食費負担軽減補助金確定通知書」を「伊賀市学校給食費負担軽減補助金については伊賀市学校給食費負担軽減補助金確定通知書」に改め、「により」の次に「、伊賀市学校給食費保護者負担分補助金については伊賀市学校給食費保護者負担分補助金確定通知書（様式第 4 号の 2）により」を加え、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「までに」の次に「、伊賀市学校給食費負担軽減補助金については」を、「様式第 3 号）に」の次に「より、伊賀市学校給食費保護者負担分補助金については伊賀市学校給食費保護者負担分補助金実績報告書（様式第 3 号の 2）により」を加え、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書」を「伊賀市学校給食費負担

軽減補助金については伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書」に改め、「により」の次に「、伊賀市学校給食費保護者負担分補助金については伊賀市学校給食費保護者負担分補助金交付決定通知書（様式第2号の2）により」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付申請書」を「伊賀市学校給食費負担軽減補助金については伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付申請書」に改め、「様式第1号)に」の次に「より、伊賀市学校給食費保護者負担分補助金については伊賀市学校給食費保護者負担分補助金交付申請書（様式第1号の2）により」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「令和4年7月から令和5年3月までの間に、大山田給食センター、いがっこ給食センター夢若しくはいがっこ給食センター元気で調理され当該地域本部が事業を行う学区に存する学校に提供された給食又は当該地域本部が事業を行う学区に存する学校において調理された給食1食当たり20円」を「それぞれ次に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 伊賀市学校給食費負担軽減補助金 令和4年7月から令和5年3月までの間に、大山田給食センター、いがっこ給食センター夢若しくはいがっこ給食センター元気で調理され当該地域本部が事業を行う学区に存する学校に提供された給食又は当該地域本部が事業を行う学区に存する学校において調理された給食（次号において「当該地域本部の学区にある学校で提供された給食」という。）1食当たり20円
- (2) 伊賀市学校給食費保護者負担分補助金 令和5年1月から令和5年3月までの間に当該地域本部の学区にある学校で提供された給食に使用した食材等の購入に要した費用の額から当該地域本部が受ける前号に掲げる補助金（令和5年1月から令和5年3月までの間に当該地域本部の学区にある学校で提供された給食に係る部分に限る。）の額を控除した額（別表に規定する額を上限とする。）

第4条を第5条とする。

第3条中「学校で」の次に「給食に」を加え、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（学校給食費助成事業）

第2条 学校給食費助成事業は、補助金（次に掲げる補助金をいう。以下同じ。）を交付する事業とする。

- (1) 伊賀市学校給食費負担軽減補助金
- (2) 伊賀市学校給食費保護者負担分補助金

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分	上限額
委託炊飯校（上野東小学校、上野西小学校、友生小学校）	1食当たり 280 円
自校炊飯校（久米小学校、島ヶ原小学校、青山小学校）、 いがっこ給食センター元気配送校、大山田給食センター配 送校	1食当たり 260 円
いがっこ給食センター夢配送校、島ヶ原中学校	1食当たり 285 円

様式第1号中「第5条」を「第6条」に、「伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱」を「伊賀市学校給食費助成事業実施要綱」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第1号の2】

様式第2号中「第6条」を「第7条」に、「伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱」を「伊賀市学校給食費助成事業実施要綱」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第2号の2】

様式第3号中「第7条」を「第8条」に、「伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱」を「伊賀市学校給食費助成事業実施要綱」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第3号の2】

様式第4号中「第8条」を「第9条」に、「伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱」を「伊賀市学校給食費助成事業実施要綱」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第4号の2】

様式第5号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第9条第2項」を「伊賀市学校給食費助成事業実施要綱第10条第2項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第5号の2】

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年11月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の伊賀市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の伊賀市

学校給食費助成事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。



伊賀市告示第 251 号

伊賀米次期作支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀米次期作支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による米価の急激な下落に伴う収入の減少に起因する米販売農家の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等を防ぎ、営農意欲の維持を図ることを目的として、予算の範囲内において伊賀米次期作支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和 5 年 1 月 1 日以後引き続き市内に居住する農業者又は市内に本社がある法人のうち、令和 4 年産主食用米（うるち米に限る。以下同じ。）を生産し、農産物検査を経て令和 5 年 2 月 28 日までに出荷し、又は販売したものであって、令和 4 年産主食用米について全国農業共済組合連合会が実施する収入保険制度に加入していない、又は米の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策制度）の申請をしていないものとする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、出荷し、又は販売した令和 4 年産主食用米の袋の数に 200 円を乗じて得た額とする。この場合において、袋の数は、1 袋当たりの米の量を 30 キログラムとして算出した数とし、当該数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第 4 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、伊賀米次期作支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第 1 号）により令和 5 年 3 月 10 日までに市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定による申請を行うに当たり、補助金の受領行為を市の指定す

る者に委任するものとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、伊賀米次期作支援事業補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、前条の規定による補助金の額の確定後、速やかに行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、当該者に係る第5条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、伊賀米次期作支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により当該者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該者に期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(事務の委託)

第9条 市長は、この補助金の交付に係る事務の全部又は一部を適当と認める者に委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月30日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の

規定は、同日後も、なおその効力を有する。

伊賀市告示第 252 号

伊賀市聴覚障がい者用情報受信装置整備事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年11月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市聴覚障がい者用情報受信装置整備事業実施要綱を廃止する告示  
伊賀市聴覚障がい者用情報受信装置整備事業実施要綱（平成22年伊賀市告示第140号）  
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年11月30日から施行する。